

戸籍にフリガナが記載

戸籍法の改正により、戸籍に「氏名のフリガナ」が記載されることとなりました。
戸籍に記載する予定のフリガナが通知されますので、フリガナが誤っていたら届出をしてください。

◆フリガナの通知

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村から、戸籍に記載する予定のフリガナが郵送で通知されます。通知（はがき）が届いたら、必ず内容を確認してください。
※伯耆町が本籍地の人は、7月中旬に発送予定です。



◆フリガナの届出

通知のフリガナが正しい場合

フリガナの届出は不要です。

令和8年5月26日🗓以降、通知されたフリガナが戸籍に記載されます。

通知のフリガナが誤っている場合

正しいフリガナの届出をしてください。

届出期間：令和8年5月25日🗓まで

届出方法等は、フリガナの通知（はがき）または町ホームページでご確認ください。



◀ 法務省
ホームページ

詐欺にご注意ください

- ・フリガナの届出に手数料はかかりません。
- ・届出をしなくても罰則はありません。

問い合わせ先

法務省専用コールセンター ☎ 0570-05-0310
住民課戸籍フリガナ担当 ☎ 0859-68-3116

防犯機器購入費用の補助

住居への不法な侵入による強盗などの被害にあわないよう、住居の防犯対策に必要な費用を補助します。

申請期間 令和8年1月30日🗓まで

※予算の上限に達した時点で申請の受付を終了します。

対象者 伯耆町内で60歳以上の人が住んでいる世帯

※申請は、60歳以上の人ご本人またはその同一世帯の人が行うことができます。申請は、1世帯につき1回限りです。過去に「犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金」または「伯耆町防犯機能付電話機等購入補助金」の交付を受けた世帯は対象外です。

補助対象経費 以下の防犯機器の購入・設置に要する費用（補助金は一世帯あたり15,000円が上限額）
カメラ付きドアホン、防犯カメラ、センサーライト、防犯機能付き電話

※令和7年3月27日以降に購入したものに限りです。

申請方法 以下の書類を総務課に提出（様式は、町ホームページにも掲載しています。）

- ・補助金交付申請書兼実績報告書
- ・誓約書兼同意書
- ・購入実績（購入品名・購入量・購入日）および購入代金を支払い済みであることを確認できる書類（納品書、領収書等の写し）
- ・申請者の通帳の写し（金融機関支店名、口座種別、口座番号および口座名義が記載されている部分）

問い合わせ先

総務課 ☎ 0859-68-3111